

第五編

福祉・厚生・保健衛生



## 第一章 福祉・厚生

### 第一節 国民年金

国民年金制度は昭和三六年に施行されて以来二五年を迎えた今日、社会的に高齢化時代の到来と若者の減少により年金受給者の増加によって、年金制度そのものの見直しが検討される現状となった。

#### 一 拠出制

拠出制年金は被用者年金に加入していない人（サラリーマン以外）が保険料を納付し老後に備えるものであるが、その始期は満二〇歳になったときからとなっている。

保険料においては三四年の発足当初は一月一〇〇円であったものが、その後のスライド制の採用によって五九年度には、六二二〇円となり実に六〇倍以上となった（表2）。

一方保険料の増額によって納付の免除を希望するかたが増える傾向にある（表1）。

また保険料が増加する反面、給付金額においても受給対象者の増加にしたがい、四八年にはわずか一三四八万六三八八円であったものが一〇年後の五八年では、二億九三一万二〇〇円（美川村民一年間受給総額）となった（表

表1 国民年金保険料免除者の推移

年度	愛媛県	美川村	県に対する 村の割合
四八	三四、〇五三人	一六五人	〇・四八%
四九	三五、二〇二	一四二	〇・四〇
五〇	三二、二八七	一五五	〇・四八
五一	三三、〇五三	一四八	〇・四五
五二	三四、七二一	一四二	〇・四一
五三	三六、三五四	一四六	〇・四〇
五四	三七、二〇八	一四四	〇・三九
五五	三八、三三八	一三六	〇・三五
五六	四〇、四五九	一四九	〇・三七
五七	四六、五六四	一五三	〇・三三
五八	五〇、六九三	一六七	〇・三三

で説明がなされているので省くことにしたい。

各種福祉年金額の推移については、一人年額で四〇年と五八年とを対比すると、実に一八年間で一〇倍となった(表4)。また村内の福祉年金受給総額においても件数については、四九年をピークに下降をたどり金額については、五五年の九九四九万八千余円をピークとし、これもその後減少の傾向にある。

3。

年金は原則的には六五歳から支給されるものであるが、本人の希望によっては六〇歳から支給されるため(支給額は少ない)繰上げ支給を希望する人も少なくない。

## 二 無拠出制国民年金制度

(福祉年金制度)

拠出制国民年金のほかに無拠出国民年金制度、すなわち保険料を納付しないで年金給付を受けられる制度があるが、これらは次の四種類となる。

(一)老齢福祉年金 (二)障害福祉年金 (三)母子福祉年金  
(四)準母子福祉年金であり詳しくは、既に美川村二十年誌

年度	区分		年金額	障害年金		年金額	死亡一時金		合計
	老齢年金	通算老齢年金		件数	件数		件数	年金額	
四九	二三五	一件	一五、六五、六五	一件	九、四五九、二四〇	二	一五、五〇〇	二五、三〇七、四三二	
五〇	二二〇	一件	三、四〇〇、二二〇	一件	二、四六六、二〇〇	四	六六、〇〇〇	四六、五九四、三三〇	
五一	二六四	三	五、九九四、四〇〇	一九	一、三六二、三〇〇	七	一六、〇〇〇	六、八三六、七〇〇	
五二	三四五	五	七、二七、六〇〇	三二	一、六〇六、九〇〇	三	六九、〇〇〇	八、七四〇、五〇〇	
五三	四〇〇	八	八、六七五、四〇〇	三三	一、八〇七、四〇〇	九	二五、五〇〇	一〇、九六五、一〇〇	
五四	四五四	三	一、七六三、二〇〇	三三	一九、六五九、五〇〇	二	四六、〇〇〇	一、七、三二六、七〇〇	
五五	四七二	一四	一、三三、七〇、〇〇〇	二二	三、六六二、三〇〇	二	四六、〇〇〇	一、四六、四三三、四〇〇	
五六	五〇八	三	一、四六、二一〇、二〇〇	二五	二、五八五、〇〇〇	一	三三、〇〇〇	一、七、八〇九、二〇〇	
五七	五四三	二五	一、六五、二九、三〇〇	二六	二、五、六五八、七〇〇	〇	〇	一、七、九九五、〇〇〇	
五八	五九〇	三九	一、八二、六六、八〇〇	二九	二、六、五五〇、〇〇〇	三	〇〇〇、四〇〇	二、〇、二二一、二〇〇	

表3 拠出制年金受給者の状況

年 月	保険料	障害年金	母子年金	遺児寡婦年金	年金額	死亡一時金	合計
四九、一	六〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
一五〇、一	一、一〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
一五一、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五二、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五三、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五四、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五五、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五六、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五七、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五八、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円
五九、四	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	四、七〇〇円	五、三三〇円	六、三三〇円

表2 国民年金保険料の推移（被保険者負担分）

表4 福祉年金額の改正経過

種別	別	四九年九月分から	五〇年一〇月分から	五一年一〇月分から	五二年八月分から	五三年八月分から
老齡福祉年金	別	九〇、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円
障害母子	別	一三五、六〇〇	二一六、〇〇〇	二四三、六〇〇	二七〇、〇〇〇	二九七、六〇〇
準母子	別	一一七、六〇〇	一八七、二〇〇	二一一、二〇〇	二三四、〇〇〇	二五八、〇〇〇
老齡福祉年金	別	二四〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二八八、〇〇〇円	三〇一、二〇〇円	三〇一、二〇〇円
障害母子	別	三六〇、〇〇〇	四〇五、六〇〇	四三二、〇〇〇	四五二、四〇〇	四五二、四〇〇
準母子	別	三一二、〇〇〇	三四三、〇〇〇	三七四、四〇〇	三九二、四〇〇	三九二、四〇〇
準母子	別	三一二、〇〇〇	三四三、〇〇〇	三七四、四〇〇	三九二、四〇〇	三九二、四〇〇

表5 福祉年金受給者状況

種別	年度	老齡福祉年金	障害福祉年金	福祉年金	準母子	合計件数	支払金額
昭和四九年	五〇	四九〇	五八	二	〇	五五〇	三九、〇三七、六九三円
	五一	四五一	六一	〇	〇	五一二	四五、一八三、〇七三
	五二	四一七	五六	〇	〇	四七三	七三、三四三、〇一四
	五三	三九九	五五	〇	〇	四五四	七三、七五七、〇四〇
	五四	三八八	五九	〇	〇	四四七	八七、四一四、一六四
	五五	三六二	五五	〇	〇	四一七	九二、四三四、八一三
	五六	二九二	四七	〇	〇	三三〇	九九、四九八、三一
	五七	二五七	四四	〇	〇	三〇一	九八、八〇二、五一四
	五八	二四三	四二	〇	〇	二八五	八六、六三五、三三〇

表6 美川村民生児童委員と担当地区（一五名）

役職名	担当区域	氏名
民生児童委員総務	沢渡全域	桜木 法義
副総務	有枝全域	成川 義雄
民生児童委員	田野浦大谷川下	成川 岩雄
〃	田野浦大谷川上	高橋 照鬼
〃	大川全域	大原 五月
〃	上黒岩全域	渡辺 政美
〃	七鳥、西古味	田中 重貴
〃	中黒岩全域	山村 治夫
〃	仕出、筒城、高山、みの川	坂本 幸正
〃	中村、水押	押岡 正明
〃	黒藤川下（黒小校下）	岩市 清
〃	黒藤川、上（二笹小校下）	土岐美根子
〃	東石味、横山	菅 甲子良
〃	長瀬、竹谷	猪上 セツ
〃	水押、中村、東川	村上小夜子

これらの減少をみたのは老齢化による死亡、その他で受給対象者が減少しているためと思われる（表5）。

## 第二節 社会福祉事業

### 一 民生・児童委員制度

現在の民生児童委員は、五八年二月一日に、一斉に改選されて、本村でも一五名中三名が交代した。この改選期には、国においても福祉予算の削減と、山村の人口流出に伴い委員の定員の見直しを図ったが、本村は従来の一五名に変更はなく、その氏名及び担当区域は表6のとおり、今日、民生児童委員の活動範囲は、老齢化社会の中で老人家庭の家族関係あるいは、

生活保護世帯の世話、また一方では各種行政への参加など多岐にわたって活動されている。

### 二 生活保護

本村の生活保護世帯の現状は、その世帯数については増減の差はあまり見られないが、その人数においてもこの

表 8 美川村における被保護者の推移

年 月	1ヶ月当の支給金額	保護世帯	保護人員
49. 4	2,951,935	47	104
50. 4	3,969,742	50	104
51. 4	3,537,890	47	99
52. 4	4,444,778	51	121
53. 4	3,959,823	43	80
54. 4	5,215,047	36	63
55. 4	4,838,428	36	61
56. 4	3,835,690	29	42
57. 4	4,470,016	27	41
58. 4	4,446,706	29	52
59. 3	4,475,630	35	68

表 9 上浮穴郡町村別保護状況 (59.8)

町 村 名	久万町	小田町	美川村	柳谷村	面河村	計
保護世帯	60	34	37	17	21	169
保護人員	118	45	64	23	43	293
保 護 率 (千分比)	14.09	8.87	19.19	11.28	32.45	14.54

五 八	五 七	年度		内 容
		五 八	五 七	
四 九	四 三	四 三	四 三	関 家 族 係
二 七	四 一	二 七	四 一	住 居
一 八	四 三	一 八	四 三	健 康
九	〇	九	〇	災 事 故
二	〇	二	〇	生 活 費
四 三	七 三	四 三	七 三	保 年 金
一 二	五 〇	一 二	五 〇	環 生 境 活
七	六 五	七	六 五	仕 事
八 二	七 件	八 二	七 件	そ の 他
五 〇	九 四	五 〇	九 四	計
五 五	八 〇	五 五	八 〇	調 査
七 一	二 四	七 一	二 四	事 証 務 明
三 四	九 件	三 四	九 件	の 公 施 設 、 機 関 と 団 体 の 行 事 に 参 加 へ
一 七	〇 件	一 七	〇 件	日 数
七 二	二 七	七 二	二 七	回 数
二 二	三 〇	二 二	三 〇	活 動
〇	二 〇	〇	二 〇	訪 問
六 七	六 三	六 七	六 三	
七	〇 日	七	〇 日	
五 二	五 九	五 二	五 九	
七	回	七	回	

表 7 美川村民生児童委員の活動状況



表10 県内児童福祉施設 (59.8)

施設の種類	施設数	収容定員
助産施設	20	152
乳児院	2	70
養護施設	11	679
肢体不自由児施設	1	140
ろうあ児施設	1	50
精神院	8	532
教護寮	1	108
母子寮	8	93
保育所	376	35,837
へき地保育所	37	
里親	10	15

表11 美川村児童遊園地

年設置	名称	位置
四〇	有枝児童遊園地	美川村有枝(有枝集会所)
四一	古味児童遊園地	美川村東川(河崎神社境内)
四二	上黒岩児童遊園地	美川村上黒岩(御三戸神社境内)
四五	大地ちびっこ遊園地	美川村日野浦(大谷元公会堂跡)
四六	鷹森児童遊園地	美川村七鳥(西古味)

四年間ほどはあまり変動が見られない(表8)。

また郡内五か町村の保護率を見ると最も高いところが、面河村であり、次いで高い村となっている。

前述のごとく、今後の福祉行政は見直される時期であり厳しいものがある。

### 三 児童福祉

昭和二二年二月児童福祉法が制定されて以来、今日まで児童の健全育成など児童福祉施策がなされてきたが、なかでも福祉施設は多岐にわたり整備されている。

施設のうちでも公的助産施設については、近年出産件数の減少あるいは一般病院での分娩が多く、公的助産施設の利用率が低下しているため実質的には、廃止又は休止の状態の施設が多くなっている。

本村においても、昭和四一年四月に現在の母子健康センターで助産施設を開設したが、前記のとおり五八年度でみると村内利用者が四件、村外の利用者が九件とな

表12 高齢者数一覧表（65歳以上）

	総人口	老令者	比率
	人	人	%
愛媛県	1,510,302	185,019	12.3
美川村	3,449	736	21.3

(昭58.4.1 現在)

#### 四 母子福祉

美川村の母子寡婦福祉会も、昭和三六年結成当時は会員数も多く活発な活動がなされていた。しかし現在では（六〇年四月）会員数も、わずか二八名という小規模な組織となった。この要因としては人口の流出と婦人の職場進出などにより、母子は余暇を失い加入して活動する余裕がなくなったことにある。

村としては本会の育成のため一〇万円を助成している。

り、赤字財政のため同年度末をもって休止することとなった。

**児童遊園地** 児童遊園地は村内七か所に設置されていたが、その後若年層の流出あるいはこれに伴う出産数の低下などによって児童は急激に減少し、これらの施設の利用においては皆無の状態となった。また施設の内容についても既に老朽化し使用不能のものもあるが、更に改築の要望もない現状にあるため、御三戸、及び河口遊園地は廃止された（表10、11）。

**児童手当** 児童手当法は、昭和四六年に制定され、児童三人目以降一人につき月額三〇〇〇円の支給から始まり、その後順次改正がなされ、昭和五六年五月改正現在では一八歳未満の児童三人目以降一人月額五〇〇〇円、また村民税の所得割課税のない世帯については月額七〇〇〇円が支給されている。

## 五 老人福祉

今日の高齢化社会では、全国的にもその高齢化率は上昇の一途をたどり、まさに人生八〇年代といわれるまでとなった。

本村においても例外ではなく、六〇歳以上の高齢比率が昭和四八年には一八・四パーセントであったものが、五年では六五歳以上で実に二一・三パーセントとなっている。この傾向は今後もなお上昇するものとみられる(表12)。

**村老人クラブ** 村老人クラブは各单位老人クラブが七クラブあり、これらを統括した村老人クラブ連合会があるが、その会員数は四二〇名で構成している。会員は高齢化時代に向かい漸次増加している。

老人クラブの主な活動としては、目下のところ「クロッキー」なる競技が普及し、各单位クラブごとに練習に励まれており、老人の健康管理と併せ、楽しい憩いの場となっているようである。なおクラブの育成費として村から各单位クラブへはそれぞれ五万円、村連合会へは一〇万円と、合計四五万の補助を行っている(表13)。

**敬老会** 村の敬老会は、昭和四七年から組織的に行事化されて以来、九月一五日の敬老の日を中心に、各公民館を単位として敬老行事が催され、村からは七〇歳以上の老人一人に対し一三〇〇円あてで、各公民館に助成し、また、直接には一人一二〇〇円程度の記念品を贈り、米寿を迎えた老人に対しては、それぞれに座布団と表彰状を、村長自ら訪問して贈呈し長寿を祝っている。また県社協からは、木杯が贈られている。

**老人医療制度** 老人医療費については、昭和四六年から所得制限はあるものの、いちおう本人は医療費無料であ

表13 美川村老人クラブ結成状況

旧、クラブ名	新、クラブ名	区	域	会員数			会長名
				男	女	計	
長寿会	仕七川老人クラブ	七鳥、西古味、長瀬、竹谷、東古味、横山	二九	四二	七一	団上幸雄	
千歳会	東川老人クラブ	仕出、東川、中村、水押、囊川、高山、筒城	二八	三三	六一	坂本素行	
寿楽会	西寿楽会	上黒岩、有枝、大川	三一	三四	六五	藤田辰雄	
第一寿敬会	南第一老人クラブ	日野浦（大谷を除く）	二三	二七	五〇	川崎清隆	
第二寿敬会	南第二老人クラブ	大谷、中黒岩、沢渡	二二	二八	五〇	阪本寅夫	
永楽会	二箇老人クラブ	二箇、置俵、長崎	二四	三四	五八	松田明一	
頌寿会	黒藤川老友会	黒藤川（二箇、置俵、長崎を除く）栄重	二九	三六	六五	土居敏雄	

つたが、昭和五八年には「老人保健法」が制定され、これにより同年二月一日から老人医療費が一部有料化された。また自治体には「老人保健事業特別会計」が予算化されるに至った。

老人医療費の一部有料となった点は、初診料四〇〇円（各病院毎あるいは総合病院にあっては診療科目ごと）と、入院料一日につき三〇〇円を二か月間までがそれぞれ本人負担となった。特別会計の財源すなわち老人医療費の負担区分については、国民健康保険、各社会保険組合がそれぞれ七〇パーセント、国が二〇パーセント、県と村とがそれぞれ五パーセントの負担とする。

しかし一部本人負担とはなったが、高齢化社会に向かい老人の増加と、加えて受診率上昇傾向と併せ、今後の老

表14 昭和58年度老人保健事業特別会計（決算）

歳 入		歳 出	
項	金 額	項	金 額
支 払 基 金 交 付 金	139,037,000	総 務 管 理 費	187,250
国 庫 負 担 金	39,998,463	医 療 諸 費	188,835,508
県 負 担 金	9,426,789	償 還 金	903,237
一 般 会 計 繰 入 金	10,183,000	予 備 費	0
繰 越 金	375,081		
延 滞 金 及 び 加 算 金	0		
預 金 利 子	0		
雑 収 入	823,075	歳 出 合 計	189,925,995
歳 入 合 計	199,843,408	差 引 繰 越 金	9,917,413円

人医療会計財政については、至難な問題が残りそうである（表14）。

老人福祉施設 老人の福祉施設としては、郡内町村が共同施設として建設した「老人憩の家」が、現在の老人ホームの前身であったが施設が老朽化し、また入所希望者の増加によって改築を検討されていたが、昭和五七年二月に「養護老人ホームささゆり荘」が新築され、正式に老人ホームとしての機能を完備し運営が開始された。建築地は久万町大字菅生の久万川沿いの静かで、よい環境の地が選ばれている。

この施設の運営、管理は、上浮穴郡生活環境事務組合とし、郡下五か町村の共同利用である。施設規模としては敷地面積六〇六七平方メートル、建築面積一六二八平方メートルの鉄筋コンクリート造り平家建てである。

また収容可能人員は五〇名であるが、常時定員を欠くことはなく欠員待ちをしている現状で、今後高齢化及び核家族化により、このような老人の福祉施設の充実が重要視されている（表15）。



養護老人ホームささゆり荘

## 六 身体障害者福祉

本村の身体障害者は、昭和四八年には障害者手帳の交付者が九一名であったが、五九年一二月では九七名となっている。これらに加えて内部障害者も含めると、その数は一一〇名程度となるものと思われる。このようなかたがたで組織している身体障害者福祉協議会があり、その会員数は三六名となり、本協議会には育成費補助として年額一〇万円が支給されている。なお会長は泉 最である。

## 七 美川村傷痍軍人会

本村傷痍軍人会の会員は、昭和四八年当時は六名であったが、その後死亡などにより現在ではわずか三名となった。

本会に対し村から年三万円助成したが、五九年度から村補助金は打ち切りとなった。会長は西村峰茂である。

## 八 戦争犠牲者の援護

日清戦争以後の本村内の戦争犠牲者は三六〇柱であるが、終戦後四〇年を迎えた今日、軍人、軍属遺族年金受給も、既にその子供の受給資格者はなく、軍人、軍属の父母、及び妻が受給者であり、そのうち父母においても高齢

第1章 福祉・厚生

表15 養護老人ホームささゆり荘利用状況

出身町村別人員状況

(昭和59年4月1日現在)

		男	女	計	備 考
管 内	久 万 町	10	15	25	
	面 河 村	3	0	3	
	美 川 村	3	6	9	
	柳 谷 村	3	3	6	
	小 田 町	0	3	3	
	計	19	27	46	
管 外	中 島 町	0	1	1	
	砥 部 町	1	2	3	
	計	1	3	4	
合 計		20	30	50	

入所者の在所年数

	1 年 未 満	1～3 年 未 満	3～5 年 未 満	5～10 年 未 満	10～15 年 未 満	15 年 以 上	計	平 均
男	1	4	3	8	3	1	20	6年9月
女	1	6	5	7	8	3	30	7.6
計	2	10	8	15	11	4	50	7.3

入所者の年齢別人員数

	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95以上	計	平 均
男	2	1	2	4	6	3	2	0	20	79.12
女	0	2	3	9	11	3	1	1	30	80.24
計	2	3	5	13	17	6	3	1	50	79.79

表16 世帯更生資金の貸付状況  
(昭和50年度～58年度)

資金種別	貸付件数	貸付金額
更生資金	8件	5,230,000円
住宅資金	73	49,500,000
修学資金	1	231,000
身障者更生資金	1	700,000
災害救助資金	1	400,000
計	84	56,061,000

表17 美川村の共同募金

年度別	募金実績
55	261,300円
56	334,764
57	352,152
58	347,100
計	1,295,316

ては、村から年額一十万円を助成している。

## 九 社会福祉協議会

村の福祉行政の要ともなっているものに、村長を会長とする社会福祉協議会があり、主に各種の福祉活動特に諸福祉団体への財政的援助を行い、重要な存在となっている。本会の予算の収入財源は一般会計からの繰入金、村まごころ銀行からの繰入金及び、本会への加入者の会費などが主な財源となっている。その財源の一つである、まごころ銀行には、昨今の葬祭の簡素化による香典返しを喪主から寄付され、まごころ銀行を通じ福祉事業の財源となっているものもある。

であり、死亡などでほとんどが妻が有資格者となっている。

したがって国の年金支給額についても年々減少しているものと思われる。そこで国は年金の増額あるいは一時金の支給等を行っている。

これら戦争犠牲者の遺族の組織として、美川村遺族会があり現会長は小椋伊十郎となっている。会員においては昭和四一年には一一七名であったが、五九年にはわずか七一名となりこの会に対し



世帯更生資金は、村内の低所得者に対し県社会福祉協議会から貸付けされている(表16)。日赤共同募金の現在の実績については表17のとおりである。

## 第二章 保健・衛生

### 第一節 保健医療施設

#### 一 美川村診療所

美川村内科診療所は、昭和四八年以来村有施設である建物及び付属設備を貸与し、棟田医師による個人経営を行っているが、建築以来一四年を経た施設は、その敷地が湿地帯であることも加えて、建物あるいは設備の補修が必要となり年間約三〇〇四〇万円が支出されている。このことは当初において、村と棟田医師との間で交わされた契約の中に、村が貸した施設及び設備の補修は、村が行うものとしているためこの義務を履行しているものである。

#### 二 歯科診療所

美川村歯科診療所は、昭和四七年開業当時は建物及び医療機器を含む設備一切を村が貸与し、篠崎医師が個人営業を行っていたが、五〇年一二月をもって医師がほかに開業したために営業方法を変更し、村直営診療所として発足した。医師は中沢医師を村の職員として招へいし、男子事務長一名、女子看護婦二名を出向させ、別に事務員一名を臨時職員として、医師ともに五名の陣容をもって五一年一月から営業が始められた。しかしこの直営の間約三

第2章 保健・衛生

表18 美川村歯科診療所特別会計決算状況

歳入の部

(単位：千円)

年度	合 計	営業収入	分担金 負担金	使用料及 び手数料	繰 入 金	繰 越 金	諸収入
50	5,497	2,496	0	0	2,000	0	1
51	28,630	22,397	0	0	5,500	729	4
52	34,400	26,821	0	0	5,000	2,576	3
53	28,821	21,364	0	0	1,000	5,016	1,441

支出の部

年度	合 計	総 務 費	予 備 費	積 立 金	そ の 他	収支差引残 (繰越金)
50	4,768	4,768	0	0	0	729
51	26,054	26,054	0	0	0	2,576
52	29,383	29,383	0	0	0	5,016
53	26,302	26,302	0	0	0	2,519

か年については、営業収入のみでは不足し一般会計からの繰入により運営される状態にあった。このような折、中沢医師が都合により退職帰郷されることになり、三度医師探しに追われることになった(表18)。

早速村では各方面へ紹介していたところ、北海道夕張市で医療に携っておられた、蘇栄煇医師(現在の山村栄一医師)が本村での営業を承諾され、五四年一月から本診療所で個人営業を開始される運びとなった。

建物、諸設備については開設当初と同じく村が貸与し、営業については山村医師が行うこととした。ただし当時隣村の面河村においても、歯科医師が不在のため両村が協議の結果面河村へも出張診療を行うこととなった。

また山村医師(蘇医師)との契約の中には通常の診療営業によって、年間収益が八四〇万円

(税込み) 以下の場合には、その差額について村が補填することとなっているため、面河村と美川村の契約書の中には次のような条文がある。「診療日は、美川村週四日面河村は週二日とし、最低収益金の補填割合については、面河村が三五パーセント美川村が六五パーセント」としている。ただし現在までに村が一部補填を行った例はない。

### 三 民間医療施設（開業医）

昭和九年から本村内で開業していた片岡医院は、片岡医師自身の高齢と健康状態の都合により、六〇年から診療営業を閉鎖された。この間実に六一年間、本村の医療並びに住民の福祉に尽くされた業績は大であり、その功績に対し深く感謝するところである。

このことよって本村内の医療機関は内科医三、歯科医一となった。

## 第二節 国民健康保険

### 一 国民健康保険事業

国民健康保険には、一般の自営業者が加入運営されているが、現在では社会保険などの加入者以外は皆加入となっている。各種医療保険については、現代の医療機器の高度化、医療技術の発達によりその医療費の増高と併せ、高齢化社会を迎え保険事業の運営に当たり、各種保険者ともに財源難に苦慮しているところである。

本村においても、年々増大する医療費の財源を補うため保険料（税）の増額を図っているところであるが、昭和

六〇年四月には所得割七・三パーセント、資産割七五パーセント、均等割一万三〇〇〇円、平等割一万六〇〇〇円に税率の引上げを行った。この税率の改正は、五九年度、六〇年度と連続して行われたため、その税の滞納が危惧されたが、一般にみる受診患者の増加により、医療費の高額化を住民一人ひとりが理解されているためか、現在は税の完納が維持されている。

なお、美川村の国民健康保険事業特別会計予算においては、昭和四八年度には約九九〇〇万円であったが、五八年度会計では実に二億六九〇〇万円であり、予算の急上昇が見られる。またこの予算額の上昇の原因の一つには、老人保健事業特別会計への、老人医療費の七〇パーセントに相当する拠出金の繰り出しによるものがある(表19)。

## 二 退職者医療制度

従来一般サラリーマンなど社会保険加入者が退職したときは、国民健康保険に加入し、保険税を納入し被保険者となっていたが、五九年一〇月一日退職者医療制度が制定され、退職者医療は退職後において国民健康保険に加入することであり、この退職医療制度の主たる目的は、社会保険加入者は若い現役時代には、それぞれが保険料を支払っておりながら退職して、医療の必要性が高くなるともに収入が少なくなる退職後に、国保に加入し保険税を課せられ、しかも三割という医療費負担を支払うことになり、一方受入側の国保会計にすれば、退職加入者が現役の元気な時代には社会保険に加入していた保険料を当時の保険者に支払い、退職後医療費のかさむようになる、国保に加入し国保財政に大きく負担をかけることになる。

このような退職者のかたがたの医療負担の不公平、不合理な点を解消することが目的で退職医療制度ができたも

表19 美川村国保特別会計決算状況

歳入の部

(単位：千円)

年度	款 合 計	保険税	国庫支 出金	共同事業 交付金	財産収入	繰入金	繰越金	その他
48	99,072	17,597	66,862	0	0	1,300	12,810	503
49	129,766	22,681	95,408	0	0	1,500	10,004	173
50	155,437	25,343	101,143	0	1,654	6,000	20,992	305
51	188,620	30,424	139,549	0	1,276	2,000	12,850	2,521
52	213,236	41,710	144,435	0	1,571	7,000	18,520	0
53	236,680	39,669	162,434	0	1,722	16,255	15,718	882
54	252,741	40,652	179,822	0	2,232	21,000	8,903	132
55	263,825	43,041	197,351	0	1,490	10,000	11,943	0
56	301,475	46,369	223,529	0	3,433	19,500	6,807	1,837
57	287,065	52,324	201,095	0	2,162	23,600	5,497	0
58	290,850	52,495	202,006	0	1,957	27,000	6,304	1,088

歳出の部

年度	款 合 計	総務費	保 険 給付金	老人保健 拠出金	共同事業 拠出金	保 険 施設費	基 金 積立金	諸支 出金	収支差引 残(繰越 金)
48	89,068	6,192	76,092	0	0	1,784	5,000	0	10,004
49	108,774	5,955	100,569	0	0	2,250	0	0	20,992
50	142,587	6,593	120,650	0	0	2,731	10,655	1,958	12,850
51	170,100	6,945	154,114	0	0	2,765	6,276	0	18,520
52	197,518	7,795	170,626	0	0	814	15,571	2,712	15,718
53	227,777	7,324	190,275	0	0	0	29,977	201	8,903
54	240,798	8,865	219,695	0	0	0	12,232	6	11,943
55	257,018	8,800	239,728	0	0	0	8,490	0	6,807
56	295,978	9,285	272,756	0	0	504	13,433	0	5,497
57	280,761	10,471	241,065	6,235	0	63	19,162	3,765	6,304
58	268,806	10,088	159,288	90,338	0	1,723	1,957	5,412	22,044

第2章 保健・衛生

表20 医療保険短期給付改正表（昭和59年10月1日改正）

		現 行	改 正 後
医療費の自己負担（組合員本人）		初診時に800円、入院のとき、最初の1カ月間だけ1日500円を自己負担	医療費の1割を自己負担 ただし、都道府県知事に届け出た医療機関では、3,500円以下の医療費の場合、100円～300円の定額自己負担
高額療養費		1人につき同一月内に同じ病院の窓口で支払った金額が5万1千円を超えた場合、その超えた金額が支給される。	5万1千円の限度額は変わらないが、次の特例が設けられた。①同一世帯で1カ月3万円以上の医療費を2回以上支払った場合は合算する。②同一世帯で5万1千円を超える医療費を年4回以上支払った場合は、4回目から限度額を3万円とする。③高額な治療を長期間続けなければならない病気で、厚生大臣の指定を受けたものは限度額を1万円とする。
退職後の医療	任意継続組合員	退職の日の前日まで、ひきつづき一年以上在職した組合員は、退職の日から20日以内に申し出た場合は、2年間に限り短期給付及び福祉事業の適用を受けることができる。	55歳以上で退職し、20日以内に本人から届け出があった場合は、2年を超えても60歳になるまで、または60歳前であっても年金を受給するまでの間、短期給付及び福祉事業の適用を受けることができる。
	退職者医療制度	なし	退職者で、次の二つの条件にあてはまる人とその家族は、退職者が老人保健法に移るまで退職被保険者及びその被扶養者として、退職者医療制度で医療を受ける。 ①国民健康保険に加入していること。 ②共済組合などの被用者年金から退職（老齢）年金の支給を受けているか、または40歳以後の年金加入期間10年以上の通算退職（老齢）年金受給者（ただし、若年のため、年金の支給が停止されている人は該当しない。） 退職者医療制度の給付割合 本人 8割（自己負担2割） 被扶養者 外来7割（＃ 3割） 入院8割（＃ 2割）
高度医療		医療のすべてについて保険の適用が認められず、全部自由診療となり、全額自己負担	都道府県知事の承認する「特定承認医療機関」で、がんの温熱療法などの、保険が適用されない高度医療を受けた場合、検査料、入院料など保険のワク内に入る分は保険が適用され、保険のワク外の分についてのみ差額を負担することになる予定

のである。

また退職者の医療負担は、現役当時の事業主と現役のサラリーマンとの拠出金と、退職者本人の保険税とで賄われることになっている。退職者とその家族の医療費個人負担については、本人の場合は二割とし家族の場合は通院が三割、入院が二割を負担し、国保一般加入者の個人負担は三割であるのに対し、退職者については社会保険加入者と同率であり、個人負担軽減の恩恵を受けたことになる。

### 三 健康保険法の改正

昭和五九年一〇月一日に一般の健康保険法が改正され、従来被保険者本人の医療費は、初診料のみ八〇〇円個人負担とし、そのほか無料とされていたが、この改正によって被保険者本人についても、すべて一割の個人負担を支払うこととなった。果たしてこの一割の医療費負担を行うことにより、受診率が低下するか否かは今後の問題である。

このように医療諸制度の改正は、高齢化社会を迎え特に老人の医療負担（保険者側）が増大したため、国、地方とともに財政が逼迫し、その解決策としたものである（表20）。



表21 昭和59年5月分国民健康保険病類別分類対比

順位	病 類	件 数	日 数	金 額	一件当たり 金 額
		件	日	円	円
1	腎 炎・腎 不 全	2	44	1,121,200	560,600
2	肺 炎	3	21	950,170	316,723
3	結 核	2	32	283,200	141,600
4	その他の精神障害	8	155	1,038,000	129,750
5	精神分裂病	14	258	1,699,260	121,376
6	脳血管疾患	80	534	7,913,110	98,914
7	その他の悪性新生物	9	39	590,020	65,558
8	肝 の 疾 患	12	48	781,320	65,110
9	胃及び十二指腸潰瘍	10	45	557,360	55,736
10	その他の骨格系疾患	58	204	294,520	50,779

### 第三節 疾病と伝染病

#### 一 疾 病

現代の高齢化社会の中で、しだいに疾病形態も、その内容が悪性化し、病類別にみると、多いものが脳血管疾患、次いで精神分裂症。肝疾患などである。質的には肝機能、腎機能障害のように、悪性病のガン系統の病類の発生率が高くなっている(表21)。

#### 二 検診と検査

医療費については国、地方の予算上においても、しだいに他の予算を圧迫するようになり、診療及び治療費の軽減を図るため、特に疾病の予防に対し、住民の普段の注意が肝要であることから、国においても成人、すなわち四〇歳以上の者の健康診断に重点をおき、地方行政にもその指導を強化されている。

本村では既に昭和五三年から村単独費によって、四〇歳以上の成人病集団検診事業を行っている。実施場所については御三戸役場

象事業となり、国費三分の一、県費三分の一の補助金が交付されることになった(表22・23・24)。

表22 婦人ガン検診実施状況(30歳以上)

種別 年度	受診者数	受診率	要再診	要治療
57	119人	8.5%		
58	135	9.7		
59	155	11.7	1	

表23 胃ガン検診実施状況(40歳以上)

種別 年度	受診者数	受診率	要再診	要治療
57	180人	8%	10人	
58	166	7.2	26	
59	232	10.2	25	

表24 成人病検診実施状況(40歳以上)

種別 年度	対象者数	受診者数	受診率	要再診	要治療
57	2,246人	268人	11.9%	91人	91人
58	2,300	322	14	143	143
59	2,257	305	13.5	110	110

前、仕七川農協前。黒藤川小学校の三か所でそれぞれ一日ずつ行い、年一回実施されている。しかしこれらはいずれも、個人負担は無料としているにもかかわらず、壮年層の働き盛りの人々の受診率が低いことは残念である。五八年度では県事業で実施するものも合わせて、約一パーセントの受診率となっている。

また五八年二月老人保健法の改正に伴い、この検診事業も補助対

## 第四節 環境衛生

### 一 簡易水道

本村の給水施設は、関係戸数一〇戸程度の小規模のものから大川簡水の一二〇戸までの施設が一八施設あり、給水戸数四八五戸、給水人口一三三八名であるが、公共施設あるいは学校などの人口がそれぞれ重複されるので、実人員は把握し難い。水道法に言うところの簡易水道は三施設あり、中でも中学校、役場、各種団体事務所などを擁し、行政の中心地である御三戸簡易水道は、村の直轄管理として運営されている。

また昭和五四年度から、美川村簡易水道特別会計が設けられているが、御三戸簡水を除く他の施設管理については、すべて委託管理方式となっている（施設概要は表25のとおり）。

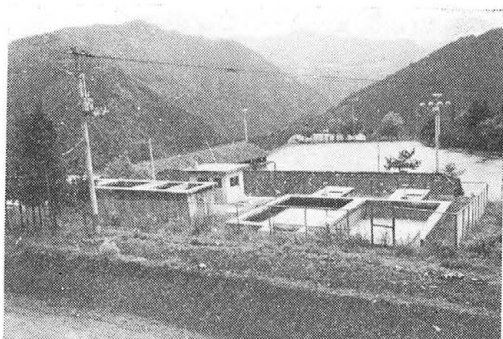
### 二 し尿・ごみ処理事業

ごみ処理については昭和四六年、し尿処理については四七年から川下三か村が共同処理を行っているが、以来山村地域においてもあらゆる面での生活様式は近代化し文化生活が進展し、またその要因ともなる生活道網の整備と併せ、し尿、ごみの収集範囲が拡大され、し尿、ごみ処理業務も繁雑の度が高まっていく現象が見られる。

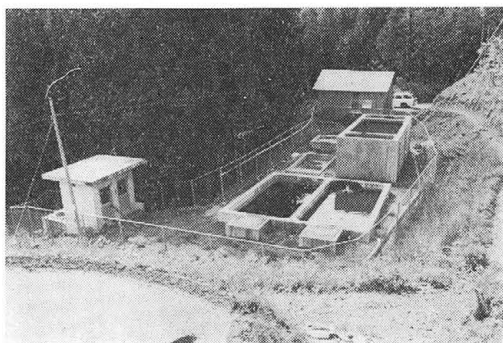
し尿、ごみ処理共同事業は上浮穴生活環境事務組合（久万町上浮穴郡町村会）が事務局となり運営され、ごみ処理については郡内五か町村とし、し尿処理については小田町を除く四か町村である。またし尿、ごみの収集業務は川

表25 簡易水道及び飲料水供給施設一覽表

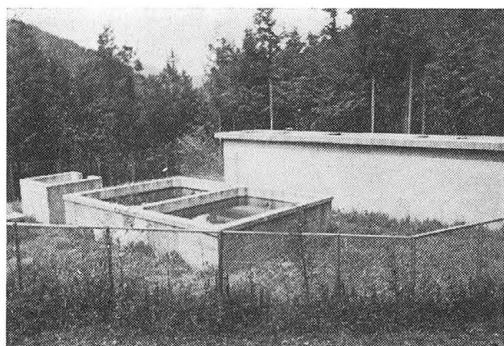
竣工年	施設名	種類	給水人口	戸数	一日最大給水量 立方メートル	源水	事業費
三六	置俵飲料水供給施設	条例	四六人	二戸	五・〇	表流水	六九一、〇〇〇円
三八	馬門飲料水供給施設	〃	二八	一三	五・〇	湧水	七〇〇、〇〇〇円
三八	長瀬共同給水施設	〃	二一	一〇	三・〇	表流水	七七六、〇〇〇円
四一	七鳥飲料水給水施設	〃	二八	一二	一〇・五	〃	九〇〇、〇〇〇円
四四	釣井共同給水施設	共、水	六六	一六	七・〇	〃	九〇〇、〇〇〇円
四四	大谷簡易水道施設	共、水	八九	一七	二二・五	〃	九六五、〇〇〇円
四五	中村共同給水施設	共、水	三一	一四	六・〇	〃	九一五、〇〇〇円
五四	御三戸簡易水道施設	簡、水	二三一	七八	四二・七	〃	七三、七八〇、〇〇〇円
五一	藤社共同給水施設	条例	七〇	二三	一〇・五	〃	一三、三六〇、〇〇〇円
五一	日野浦共同給水施設	〃	九八	三四	二四・七	〃	三七、一七六、〇〇〇円
五一	栄重下共同給水施設	〃	九五	二〇	八・三	〃	〇〇〇、〇〇〇円
五五	大川簡易水道施設	簡、水	二九二	一一〇	七五・一	〃	九三、〇三二、〇〇〇円
五五	有枝共同給水施設	共、水	八三	三三	七・五	〃	四〇、九四〇、〇〇〇円
五〇	成川共同給水施設	〃	四三	一六	四・〇	〃	〇〇〇、〇〇〇円
五一	中黒岩共同給水施設	〃	五三	一七	四・三	〃	一、〇一一、〇〇〇円
五二	上黒岩共同給水施設	〃	三七	七	一・七	〃	一、〇一〇、〇〇〇円
五三	河口共同給水施設	〃	四七	二五	六・三	〃	一、一五〇、〇〇〇円
五三	上黒岩共同給水施設 (本組)	〃	二〇	一一	二・八	〃	〇〇〇、〇〇〇円
計			一、三三八	四八五			



御三戸簡水浄水場



大川簡水浄水場



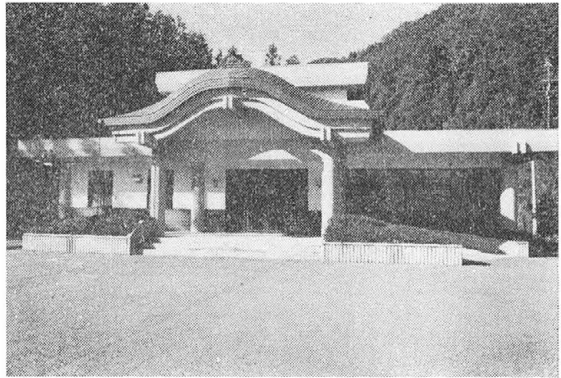
有枝共同浄水場

下三か村が共同事業とし、現在では美川村が事務局となり運営をされている。  
なお、し尿、ごみ処理事業特別会計予算としては五八年度予算では一九〇〇万円であり、事業実績は表26のとおりである。事業実施体勢は、し尿収集車一台、ごみ収集車一台を保有し、従事者はそれぞれ二名ずつその任務に携わっている現状である。

表26 し尿投入実績調べ

項目	年度									
	49	50	51	52	53	54	55	56	57	53
収集人口	人 927	934	943	962	1,012	1,076	1,156	1,211	1,302	1,400
収集量	kl 539	612	665	703	663	709	786	698	799	701
指数	% 196	223	242	256	241	258	286	254	291	255

(指数については44年度の275klを100%とした)



火葬場久万斎場

### 三 火 葬 場

火葬場は従来川下三か村を対象に美川村が美川村大字七鳥に火葬場「高霊殿」を建設し火葬処理運営が行われていたが、その後火葬場の施設も老朽化し検討されていたとき、久万町の火葬場についても同じ老朽化ということでこれを機に、郡内四か町村が共同で火葬場を建設運営する方向で協議が整い、建設事業実施の運びとなった。

そこで五四年度には、久万町大字菅生字笛ヶ滝の山の中に、火葬場「久万斎場」が建設された。もちろん事業は、上浮穴生活環境事務組合が実施主体であり、以降の事業運営についても同組合運営となっている。

この新しい斎場は、すべて近代的な設備が整備されており、その規模としては鉄筋コンクリート造り平屋建てとし、敷地面積にして二三〇一平方メートル、建て面

表27 火葬場利用状況

年 度	55	56	57	58
件 数	29	44	37	50

(久万齋場利用者)

積二三〇平方メートルであり二基の炉を有し、またそれぞれの待合室及び売店なども設置されており近代的なものとなっている。

以上、これらの建設事業費は六四〇〇万円、その財源内訳としてはまず起債四三五〇万円、関係四か町村負担金二〇五〇万円で賄われている。なお最近の本村の斎場利用状況は表27のとおりとなっている。

#### 四 畜犬登録

畜犬には愛がん用、番犬、狩猟犬などの目的で飼育されているが、今日のような人工林野の拡大と逆に、自然林野面積の減少により自然環境が変化し、鳥獣類の生息には悪条件となり、自然的に鳥獣類。特に鳥類の減少が著しく、したがって猟師とともに狩猟犬においても、減少の一途をたどっている。逆に愛がん用犬がその率については大きくなっているが、いずれにしても畜犬の登録数において年々減少している。

また野犬及び不用犬の買上げは一頭五〇〇円となっているが、都市部のような野犬も多くなく、毎年春秋二回の予防注射の成果もあり、野犬による被害もあまり見られない現状にある(表28)。

### 第五節 母子保健

美川村母子健康センターは、母子保健あるいは助産施設として四一年四月に開始され、妊産婦の検診、乳児検

表28 畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

項目 年度	登録数	狂犬病予防注射		野 犬 対 策		
		前 期	後 期	買 上	薬 殺 等	計
51	359	330	320	56	25	81
52	339	309	294	44	43	87
53	340	304	306	48	27	75
54	331	296	292	21	20	41
55	301	292	268	38	37	75
56	275	261	242	29	31	60
57	263	255	236	28	39	67
58	279	249	354	18	23	41

表29 美川村助産所利用状況

種 別 年 度	51	52	53	54	55	56	57	58	計
	措 置 入 所	人 16	人 16	人 22	人 17	人 11	人 15	人 8	人 4
一 般 入 所	13	18	5	16	16	6	7	9	90
計	29	34	27	33	27	21	15	13	199

診、助産業務にと村内はもとより、郡内外からも措置入所もあり、利用されていたところであるが、過疎化、特に若者の流出によって施設の利用者数も少なく、五九年三月三十一日をもって助産部門は休止するのやむなきに至り、保健部門のみが運営されている(表29)。